

針路

宮古市少年センター
宮古市 市民生活部 生活課
宮古市宮町一丁目1番30号
☎0193-62-2111（内線1820）

令和6年度 宮古市少年センター

「青少年健全育成研修会」を開催しました。



開催日：令和6年11月11日（月） 15時～16時

開催場所：シートピアなあと2階 研修ホール

内容：① 宮古市少年センターの活動状況について

宮古市少年センター 佐藤専任少年委員

② 宮古市内の青少年の実情について

講師：宮古警察署生活安全課 課長 川村 喜直 氏

参加者：少年委員 29名

関係機関・団体等 20名

少年センター職員 5名

合計 54名



宮古警察署生活安全課長 川村氏より、宮古署管内の青少年の実情を説明していただきました。不良行為少年は、増加していて同じ少年が補導される傾向がある。内容としては、喫煙や飲酒等だが、飲酒に関しては女子が増えているとのこと。非行少年に関しては、窃盗や火遊びによる失火、暴行事件等があり、低年齢化しているとのこと。他にSNSで犯罪に巻き込まれる事例などをお話いただいた。青少年が被害者や加害者にならないよう、家庭での会話、少年委員の皆さんの声かけや、地域ぐるみでの見守りがとても大事であると再認識しました。

今年度の研修会の参加者は、49名（職員含54名）と多くの方にご参集いただきました。

令和6年度「情報メディア対応能力養成講座」に参加しました。

開催日：令和6年12月3日（火） 午後1時30分から午後4時まで

開催場所：宮古港フェリーターミナルビル3階 会議室にて

少年委員5名、専任少年委員の計6名が参加しました。

【内容】

① 講話 「インターネットを巡る青少年の犯罪被害の現状と課題」

講師 宮古警察署 生活安全課長 川村 喜直 氏

② 講話 [e-ネット安心・安全講話Plus]

講師 総務省東北総合通信局 情報通信部電気通信事業課 阿部 直樹 氏

この講座は、ぜひ、
お子様をもつ親御
さんに聞いてほし
いと思いました。

①の講話は、とても分かりやすく県内の現状について学んだ。

②の講話では、ネット利用に関して

6つの注意点の説明があった。

（6つの注意点）

- 1) ネット依存
- 2) ネットいじめ
- 3) 誘い出し・なりすまし
- 4) 個人情報漏洩
- 5) ネット詐欺
- 6) 著作権・肖像権の侵害

宮古市少年センター

10・11・12月の街頭巡回状況

	実施日数			従事人員			指導数		
	10月	11月	12月	10月	11月	12月	10月	11月	12月
午前	2日	0日	0日	40人	0人	0人	0人	0人	0人
午後	1日	1日	1日	3人	2人	3人	0人	0人	0人
夜間	7日	8日	8日	30人	36人	31人	0人	0人	0人
合計	10日	9日	9日	73人	38人	34人	0人	0人	0人

10代のみなさんへ

警察庁
文部科学省
こども家庭庁

それ、「バイト」ではなく 「犯罪」です!!

SNSで「高額報酬」「ホワイト案件」などと投稿し、応募した人に「シグナル」や「テレグラム」などのアプリで連絡し、強盗などの凶悪な犯罪をさせる行為が横行しています。

大金がもらえるとウソをつかれ身分証などの個人情報を送ると、脅されるなど巧妙な方法で、凶悪な犯罪に加わることを断れない状況にされます。

少年であっても、このような犯罪に加われば、必ず捕まります!!
厳しく処罰されます!!
「怪しい」「まずい」と思ったら、すぐに周りの信頼できる大人や警察に相談してください。

一人で悩まないで！まず相談！



「これは犯罪なの？」と悩んでいたら
**警察相談専用電話
#9110**



犯罪等で困っていたら
**各都道府県警察本部
少年相談窓口**

いろいろな悩みも・・・まず相談してみよう！

(ネット依存かな？ ネットで被害にあっているかも？ いじめにあっている・家のこと等々)

いざという時の
相談窓 □

・盛岡いのちの電話
☎ 019-654-7575
(月曜日～土曜日 12時～21時)

・宮古市市民相談室
・宮古市少年センター
☎ 62-2111 代表電話
(月曜日～金曜日 8時30分～17時)

・こころの相談電話
☎ 019-622-6955
(月曜日～土曜日 12時～21時)

・ヤングテレホン
—岩手県警察本部—
☎ 019-651-7867
(月曜日～土曜日 9時～17時45分)

・青少年なやみ相談室
☎ 019-606-1722
(火・水・金・土・日 9時～16時)



自転車の「ながらスマホ」の厳罰化について

- ◆自転車運転中にスマートフォン等を使用した場合
6か月以下の懲役または10万円以下の罰金
- ◆自転車運転中のスマートフォン等の使用により交通の危険を生じさせた場合
1年以下の懲役または30万円以下の罰金